

八戸市男女共同参画審議会の概要

1. 設置年月日

平成 13 年 10 月 1 日

2. 設置目的

八戸市の男女共同参画推進に資することを目的とする。

3. 根 拠

八戸市男女共同参画基本条例第 17 条（※裏面参照）

4. 主な役割

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策、重要事項についての調査審議
⇒ 第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（計画期間：令和 9 年度～令和 13 年度）の策定に関する審議等
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討
⇒ 第 5 次八戸市男女共同参画基本計画（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）及び第 6 次八戸市男女共同参画基本計画に登載する事業の進捗状況についての調査審議、市長に対する意見提出

5. これまでの主な審議内容

- ▼ 男女共同参画基本計画の策定について ▼ 男女共同参画基本計画の進捗状況について
- ▼ 市民及び事業所等意識調査について ▼ その他男女共同参画に関する意見、提案等

6. 委員の任期

令和 8 年 7 月 23 日～令和 10 年 6 月 30 日

7. 構 成

委員 15 人以内で組織（八戸市男女共同参画審議会（第 13 期）委員名簿のとおり）

8. 今後の予定

年度	時期	内 容
8 年度	10 月上旬	・ 第 5 次画基本計画の進捗状況について （令和 7 年度実績、令和 8 年度実施状況） ・ 第 6 次基本計画（原案）について
	2 月下旬	・ 第 6 次基本計画について （パブリックコメント結果、最終案）
9 年度	10 月上旬	・ 第 5 次基本計画の進捗状況について（令和 8 年度実績） ・ 第 6 次基本計画の進捗状況について（令和 9 年度実施状況）
	2 月上旬	・ 未定

（男女共同参画の推進に係る事項等で審議する事案が生じた場合には、随時開催）

※ 八戸市男女共同参画基本条例（抜粋）

（平成 13 年 9 月 27 日公布／平成 13 年 10 月 1 日施行）

（男女共同参画審議会）

第 17 条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第 4 号に掲げる者については、委員の総数の 10 分の 4 以内とする。
 - （1）知識経験のある者
 - （2）事業者から推薦された者
 - （3）関係行政機関の職員
 - （4）公募に応じた者
- 5 前項の委員の定数は、15 人以内とする。
- 6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。